

バーチャルAIS航路標識代行表示による棧橋先端の明示について

概要

航路標識法が改正（令和3年7月施行）され台風等の異常気象時における船舶の事故防止対策の一環として、バーチャルAIS航路標識を一時的に表示する制度が創設されました。施設管理者等から申出を受けて、海上保安庁が代行して、**バーチャルAIS航路標識を一時的に表示**します。

今般、施設管理者から事前申出を受けましたので、所有の棧橋先端を視覚的に分かり易くするため、航海用レーダー等の画面上にシンボルマークを仮想表示させるバーチャルAIS航路標識により明示します。

※シンボルマークが表示されるのは、異常気象時等の間一時的であり、平時には表示されません。

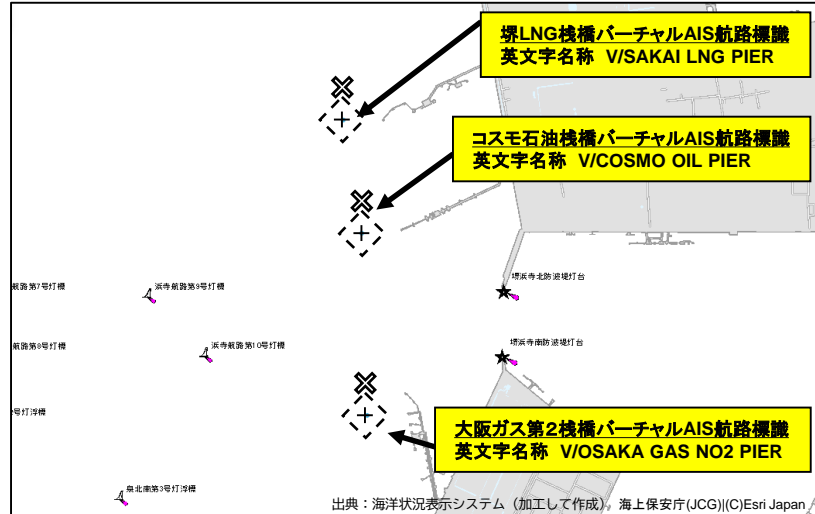
※一時表示される事例 阪神港堺泉北区において、暴風（雪）警報が発表されるような現象発生があると判断された場合 等

※海上保安庁による代行表示を行う場合は、手数料が発生します。

※シンボルマークの例



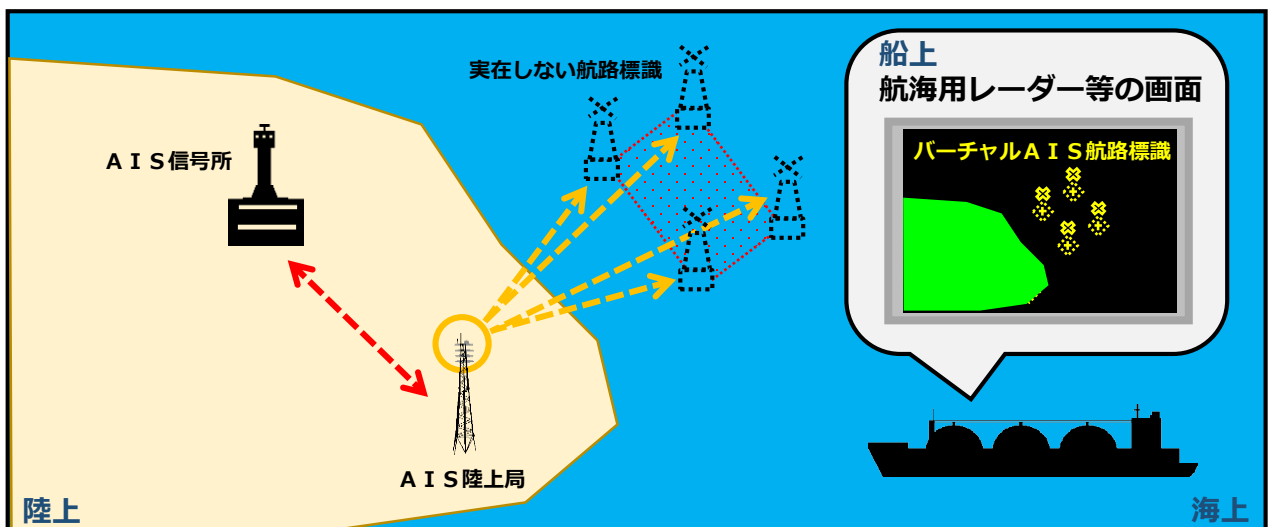
阪神港堺泉北区周辺海域



※棧橋の先端に各1点ずつ
 バーチャルAIS航路標識
 が表示されます。

バーチャルAIS航路標識

実在しない航路標識を他の場所から表示するもの。



※AISを搭載していない船舶には、シンボルマークは表示されません。

また、表示されるシンボルマークは、船舶側のAISの機種によって異なる場合があります。